

Z—70—E

相続税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、令和2年4月3日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「E 1～E17」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 次の設例に基づき、以下の(1)から(3)までの問に答えなさい。

〔設例〕

被相続人甲は、令和元年 8 月 1 日に死亡した。相続人は、子 A、子 B、子 C の 3 人であり、被相続人甲の死亡事実は死亡日において知った。

被相続人甲の財産は、居住用の宅地及び家屋 5,000 万円、預貯金 4,000 万円、有価証券 3,000 万円の合計 1 億 2 千万円であった。相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかったことから、相続人は相続税法第 55 条の規定に基づき相続税の期限内申告を共同で行った。

その後、次のように遺産分割の協議及び特別寄与料の額の協議が成立した。

- ① 被相続人甲が、生前、居住の用に供していた宅地及び家屋は、A が相続した。A は、A の配偶者 D と共に、その家屋で被相続人甲と同居していたが、相続税の申告期限以降も居住を継続している。
- ② A の配偶者 D は、被相続人甲と同居し、その療養看護を務めていたことから、相続開始後、相続人である B 及び C に対し寄与に応じた額の特別寄与料の支払いを請求し、700 万円の特別寄与料の支払いを受けることとなった。
- ③ B 及び C は、預貯金及び有価証券を 2 分の 1 ずつ取得した。

- (1) A が、被相続人甲の居住の用に供されていた宅地について小規模宅地等の特例(租税特別措置法第 69 条の 4)を適用するための手続について説明しなさい。
- (2) 相続税法に特別寄与料に係る規定が設けられている理由に触れつつ、D の相続税の課税価格及び税額の計算と申告手続について説明しなさい。
- (3) 相続税法上、子 B 及び子 C の取ることができる申告等の手続について説明するとともに、子 B 及び子 C の課税価格の計算について説明しなさい。

問 2 次の設例に基づき、以下の問に答えなさい。

〔設例〕

X は、平成 20 年 4 月に、Y に対し消費貸借契約に基づき金銭を貸し付けた。X は、金銭債権の保全のため Y が所有する土地 Z に抵当権を設定した。令和 2 年 8 月に、Y は、土地 Z の譲渡をもって代物弁済を行い、X は、Y に対して有する金銭債権の残額(代物弁済直前の額)を消滅させた。

〔問〕

代物弁済が行われたことにより、贈与税の課税が問題となる場合について、関連する条文とその趣旨に触れつつ説明しなさい。

〔第二問〕 — 50 点 —

被相続人甲の相続人及び受遺者(以下「相続人等」という)の納付すべき相続税額に関する【資料1】から【資料3】に基づいて、各相続人等の納付すべき相続税額を計算の根拠を示しながら求めなさい。

なお、解答は、次に掲げる指示に従うこと。

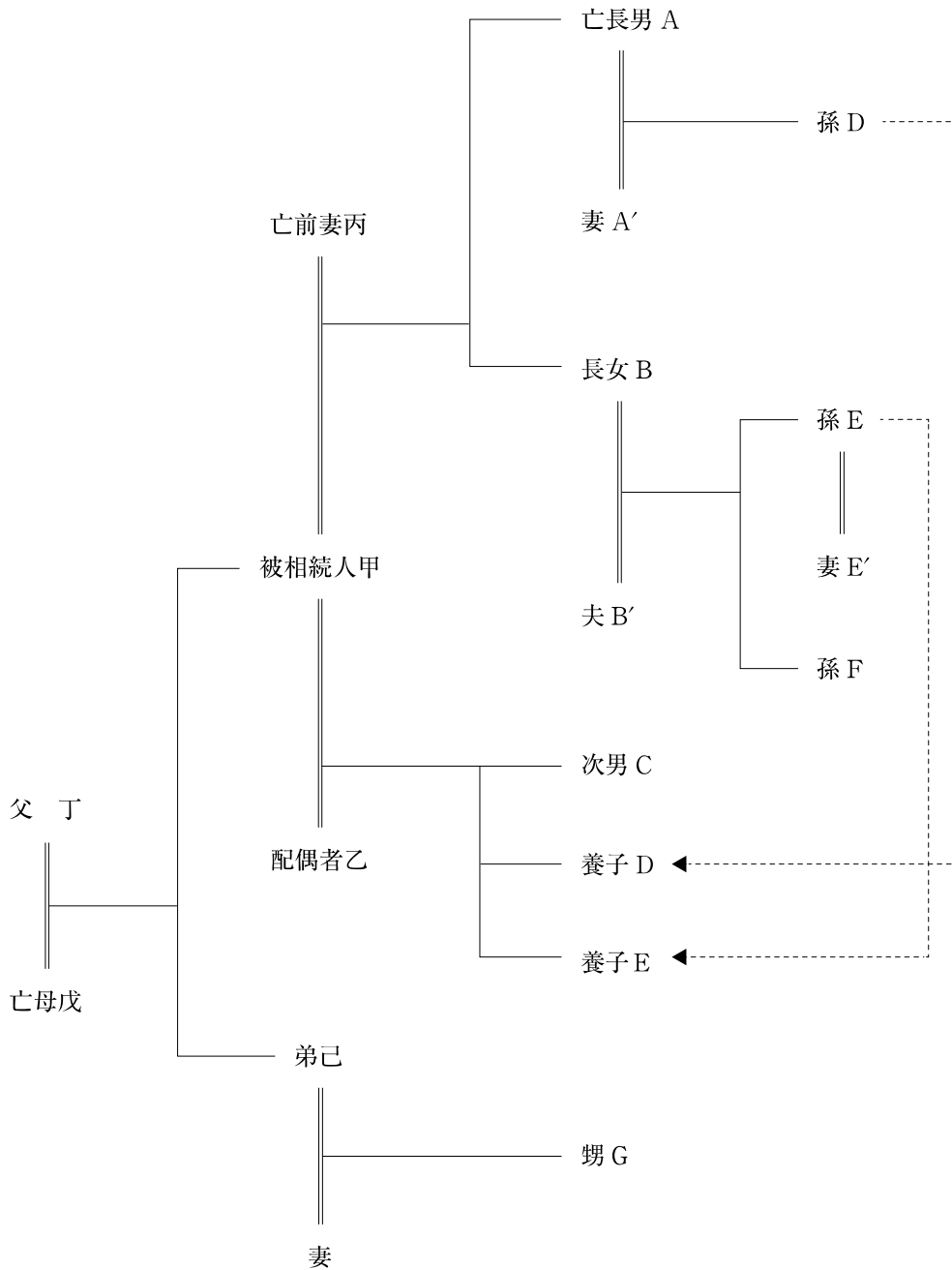
- (1) 解答は、答案用紙の所定の箇所に記入する。
- (2) 財産の評価に当たっては、令和2年4月3日現在の財産評価基本通達(令和2年4月3日以降に改正があった場合には、改正前の財産評価基本通達をいう。)に基づき評価する。
- (3) 課税価格の計算のうち、小規模宅地等の特例については、答案用紙の1(2)「小規模宅地等の特例の計算」欄に記入することとし、小規模宅地等の課税価格の合計額が最も少なくなる方法を選択する。

なお、その特例の適用を受ける財産については、答案用紙の1(1)「遺贈により取得した個々の財産の価額の計算」の「課税価格に算入される金額」欄には、その特例の適用を受ける前の評価額を記入する。

- (4) 源泉徴収されるべき所得税等の額に相当する金額を計算する場合の税率は、預貯金等の利子等及び上場株式等の配当等は20.315%、上場株式等以外の配当等は20.42%とする。
- (5) 相続税の納税猶予の特例を考慮する必要はない。
- (6) 各相続人等の課税価格に算入する金額の計算に当たって2以上の計算方法がある場合には、特に指示されている事項を除き、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。
- (7) 各相続人等の算出相続税額の計算に当たってのあん分割合は、端数を調整しないで計算する。

【資料 1】

- 1 被相続人甲は令和 2 年(2020 年)6 月 1 日に自宅で死亡し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



(注) 1 被相続人甲は、相続開始時において、日本国籍を有しており、日本国内に住所を有していた。また、生前において日本国外に住所を有していたことはない。

2 相続人等は、相続開始時において、全員が日本国籍を有し、日本国内に住所を有しており、年齢(カッコ内は生年月日である。)の必要な者は以下のとおりであり、それ以外の者は全員 20 歳以上である。

次男 C 17 歳 4 月(平成 15 年(2003 年)1 月 24 日出生)

孫 E 26 歳 6 月(平成 5 年(1993 年)11 月 10 日出生)

孫 F 16 歳 9 月(平成 15 年(2003 年)8 月 15 日出生)

長女 B 45 歳 11 月(昭和 49 年(1974 年)6 月 20 日出生)

3 被相続人甲と配偶者乙は、平成 14 年(2002 年)3 月 3 日に婚姻した。

4 前妻丙は、平成 12 年(2000 年)10 月 22 日に死亡している。

5 長男 A は、平成 25 年(2013 年)11 月 20 日に死亡している。

6 長女 B は、被相続人甲に係る相続について、適法に相続の放棄をしている。また、長女 B は、身体障害者福祉法第 15 条 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級である者と記載されている。長女 B は前妻丙が死亡した際、本人及びその家族について、障害者控除の適用を受け、相続税を納付している。その当時は身体障害者手帳に三級と記載されていたが、障害の程度が重くなり、平成 29 年(2017 年)3 月 10 日に一級になった。なお、前妻丙死亡の当時の障害者控除の計算に用いられる年齢は、「70 歳」であり、その金額は 1 年につき、一般障害者は 60,000 円、特別障害者は 120,000 円であった。

7 孫 D は平成 26 年(2014 年)3 月 10 日に、孫 E は、平成 27 年(2015 年)2 月 2 日に、いずれも、被相続人甲と配偶者乙との間で適法に養子縁組をしている。

3 被相続人甲の遺産等(すべて日本国内にある。)に関して判明している事項は以下のとおりである。なお、被相続人甲は適法な手続きにより作成した公正証書遺言により、受遺者に財産を遺贈しており、それぞれの受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。また、次の(1)と(2)を除き、受遺者は申告期限においてもそれぞれの遺贈財産を所有している。

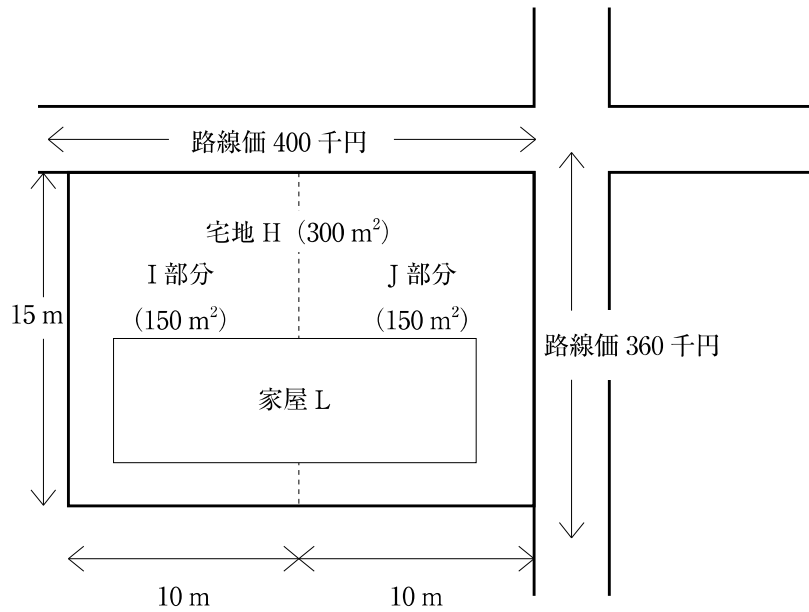
なお、宅地及び建物はすべて、借地権の設定に際しその設定の対価として通常権利金その他の一時金を支払う取引の慣行のある地域に所在し、借地権割合は 60 %、借家権割合は 30 %である。

また、被相続人甲は、不動産の貸付を事業的規模では行っていない。

(1) 宅地Hは、配偶者乙へ遺贈する。

宅地H (300 m²)は、路線価地域(普通住宅地区)に所在しており、その地形等は以下のとおりである。

なお、宅地Hのうち、I部分は被相続人甲が友人Kから賃貸借契約に基づき借り受け、J部分は被相続人甲が自ら所有しており、被相続人甲はこれらの宅地を、次の(2)の家屋Lの敷地の用に供していた。

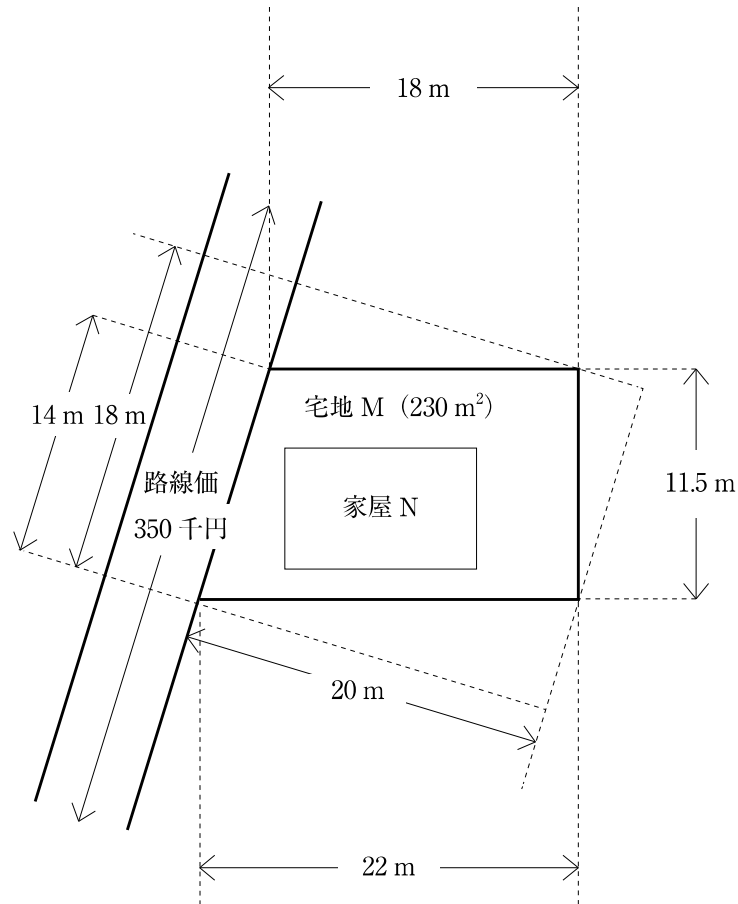


(2) 家屋Lは、配偶者乙へ遺贈する。

家屋L (固定資産税評価額 10,000,000 円)は、上記(1)の宅地Hの上に存する建物である。なお、被相続人甲は、相続開始直前において、配偶者乙、次男Cと同居し、この家屋を自己の居住の用に供していた。配偶者乙は、この宅地Hと家屋Lを、被相続人甲の友人Kに申告期限までに売却している。

(3) 宅地Mは、孫Fへ遺贈する。

宅地M(230 m²)は、路線価地域(普通商業・併用住宅地区)に所在しており、その地形等は以下のとおりである。なお、この宅地はすべて次の(4)の家屋Nの敷地として使用されている。

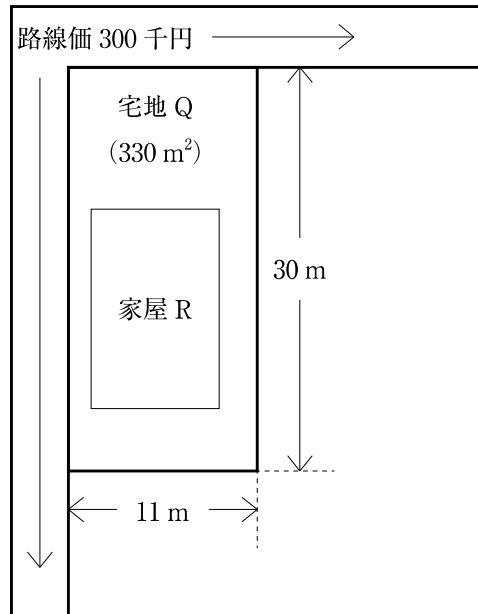


(4) 家屋Nは、孫Fへ遺贈する。

家屋N(固定資産税評価額 8,000,000 円)は、上記(3)の宅地Mの上に存している。家屋Nは、被相続人甲が、平成 29 年 3 月 31 日まで友人Oに賃貸借契約に基づき貸し付けていたが、その後、新たな賃借人が入居するまでの間、甲の書斎として使用していたものである。被相続人甲は、平成 30 年 8 月 1 日以降、友人Pに賃貸借契約に基づき貸し付けている。相続開始時において、令和 2 年 5 月末日までに支払われるべき家賃 80,000 円がまだ支払われていない。孫Fは、この貸付事業を引き継ぎ、相続税の申告期限においてもその貸付事業の用に供している。

(5) 宅地Qは、養子Dに遺贈する。

宅地Q (330 m²)は、路線価地域(普通住宅地区)に所在しており、その地形等は以下のとおりである。なお、この宅地Qはすべて次の(6)の家屋Rの敷地として使用されている。



(6) 家屋Rは、養子Dに遺贈する。

家屋R(固定資産税評価額 12,000,000 円)は、上記(5)の宅地Qの上に存している。この家屋は2階建てで、各階の床面積は 120 m²であり、利用効率は各階均等である。

1階は、相続開始の直前において、被相続人甲の事業(建築事務所)の用に供されており(甲は長年ここで事業を行っている)、養子Dは、1階部分においては、相続開始後速やかに、被相続人甲の事業を引き継いでいる。2階は、相続開始の直前において、妻A'と養子Dの居住の用に供されているが、被相続人甲に対し家賃の支払いはなかった。その後申告期限においても、妻A'と養子Dの居住の用に供されている。

(7) 宅地 S は、次男 C に遺贈する。

宅地 S (164 m²) は、被相続人甲が、次の(8)の T 社に年額 2,880,000 円の地代で貸付けていた。被相続人甲は、借地権の設定に際し権利金は受け取っておらず、T 社との連名で「土地の無償返還に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出している。

この宅地は、平成 10 年に貸付けを開始して以来、T 社所有の倉庫の敷地として使用されており、相続開始後も引き続き T 社の事業の用に供されている。次男 C は、T 社に対し引き続き賃貸借を継続しており、当面売却する予定はない。

(宅地の資料)

自用地としての相続税評価額

平成 30 年	78,000,000 円
令和元年	80,000,000 円
令和 2 年	82,000,000 円
相続開始時における通常の取引価額	95,000,000 円
通常の地代の年額	2,880,000 円

(8) T 社の株式 3,000 株は、配偶者乙に 2,200 株、次男 C に 800 株をそれぞれ遺贈する。

この株式の評価をするに当たり、必要な資料は以下のとおりである。

イ T 社(平成 2 年 10 月 10 日設立)の資本金等の額(法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の金額をいう。)は、10,000,000 円であり、発行済株式総数は 20,000 株(自己株式を有しておらず種類株式は発行していない。すべて普通株式であり、議決権は 200 株につき 1 個とする。)である。

ロ T 社の事業年度は 1 年で、決算期は 2 月末である。

ハ T 社は、小売業を営む会社であり、その株式は「取引相場のない株式」であり、その評価上の区分は、中会社である。

L の割合

① 総資産価額(帳簿価額によるもの)及び従業員数に応じる割合 0.6

② 直前期末以前 1 年間における取引金額に応ずる割合 0.75

なお、T 社は相続開始の直前に終了した事業年度以前繰越欠損金はなく、特定の評価会社のいずれにも該当しない。

ニ 相続開始直前の株主の構成は以下のとおりである。

株主	所有株式数(議決権数)	株主	所有株式数(議決権数)
甥 G (役員)	4,200 株(21 個)	友人 K	4,800 株(24 個)
被相続人甲(役員)	3,000 株(15 個)	友人 O	2,400 株(12 個)
父丁	400 株(2 個)	その他の株主	5,200 株(26 個)
		(合計)	20,000 株(100 個)

(注) 友人 K、友人 O、「その他の株主」は、相互に同族関係者に該当しない。

ホ 配偶者乙は、相続税の申告期限までにT社の役員に就任した。

ヘ T社株式の直前期末を基準とした1株の評価額の基礎となる類似業種比準価額は、3,452円である。

ト T社株式の課税時期現在の1株の評価額の計算の基礎となる純資産価額(相続税評価額)は、7,800円である。

チ T社株式に係る剰余金の配当状況は以下のとおりである。

① 平成31年2月期末以前1年間の年配当金額 1,800,000円

(このうち記念配当の金額が200,000円ある。)

② 令和2年2月期末以前1年間の年配当金額 2,000,000円

リ 株主総会 令和2年4月25日

この株主総会において令和2年2月29日を基準日、同年4月30日を効力発生日として、2,000,000円(1株あたり100円)の配当金(資本等の減少によるものはない。)の支払が決議された。

(9) 友人Uに対する貸付金は、配偶者乙へ遺贈する。

この貸付金の内容は以下のとおりである。なお、友人Uの財政状態は良好であり、利息は滞りなく支払い期限までに支払われている。

貸付金 16,000,000円

約定期間 3年

利率 1.2%

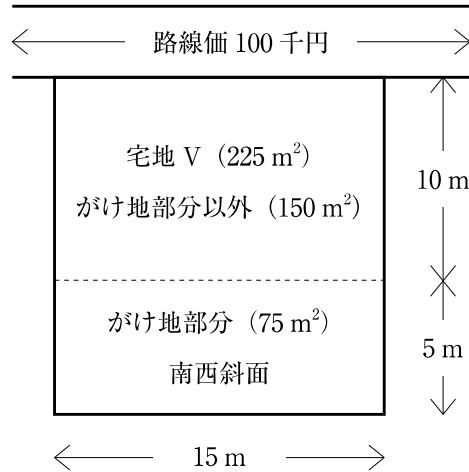
支払い方法 年1回後払い

最終利息支払日から相続開始日までの日数 219日

利息の計算 日割計算

(10) 宅地Vは、配偶者乙へ遺贈する。

宅地V (225 m²)は、路線価地域(普通住宅地区)に所在しており、その地形等は以下のとおりである。なお、宅地Vは、上記(9)の友人Uに対する金銭の貸付に当たって、Uから譲渡担保として所有権を移転されたものであり、相続開始日現在、空き地である。



(11) W社株式 20,000 株は、長女Bへ遺贈する。

この株式は、東京証券取引所 1 部に上場されている株式で、その株価等の状況は以下のとおりである。

① 株価の状況

課税時期前後の最終価格

5月28日 772円 5月29日 660円 5月30日 休み
5月31日 休み 6月1日 666円 6月2日 665円

令和2年5月1日から同年5月28日までの毎日の最終価格の平均額 770円

令和2年5月29日から同年5月31日までの毎日の最終価格の平均額 660円

令和2年6月の毎日の最終価格の月平均額 640円

令和2年5月の毎日の最終価格の月平均額 763円

令和2年4月の毎日の最終価格の月平均額 777円

- ② 株式の割当ての基準日 令和2年6月2日
- ③ 権利落の日 令和2年5月29日
- ④ 株式割当ての日 令和2年8月1日
- ⑤ 株式の割当数 株式1株につき0.20株を割当てる
- ⑥ 払込金額 株式1株につき50円

(12) X社の転換社債型新株予約権付社債(以下「X社転換社債」とする。)は長女Bへ遺贈する。

X社転換社債は、金融商品取引所に上場されている転換社債又は日本証券業協会において店頭転換社債として登録された転換社債以外の社債である。なお、X社の株式は東京証券取引所に上場されている。

その内容は以下のとおりである。

券面額	20,000,000円
発行価額(券面額100円当たり)	100.00円
利率	年0.50%
前回の利払い日から相続開始時までの日数	146日
X社の株価の状況	
令和2年6月1日の最終価格	1,280円
令和2年6月中の毎日の最終価格の月平均額	1,300円
令和2年5月中の毎日の最終価格の月平均額	1,230円
令和2年4月中の毎日の最終価格の月平均額	1,188円
令和2年3月中の毎日の最終価格の月平均額	1,110円
転換価格	1,250円

4 上記3の遺贈財産以外の被相続人甲の遺産(この中には、墓地3,000,000円が含まれているが、他はすべて流動資産である。)は総額160,000,000円である。この遺産及び3の資料で取得者が決まっていない財産については、令和3年3月18日に共同相続人間で分割の協議が行われ、各相続人は、民法第900条(法定相続分)及び同法第901条(代襲相続分)の規定による相続分に応じて取得した。

5 上記の資料に記載されているものの他、相続開始時における被相続人甲の債務は3,160,000円である。このうち、孫Fが遺贈により取得した家屋Nに係る預かり保証金160,000円については、上記3の遺言に基づき、孫Fが負担し、その他の債務については、配偶者乙が負担することになった。

6 被相続人甲の葬式に要した費用は、3,000,000円であり、これについては、配偶者乙、長女B、次男Cの3人で均等に負担した。

(2) 被相続人から生計の資本として生前に贈与を受けた状況は以下のとおりである。

被相続人甲からの贈与について、相続時精算課税の適用を受けた者はなく、令和元年分までの贈与税の申告、納税が必要なものについては、適法に済ませている。なお、これ以外の贈与については、考慮する必要はないものとする。

贈与年月日	贈与者	受贈者	贈与財産	贈与時の時価	相続開始時の時価	備考
平成 27 年 5 月 20 日	被相続人甲	養子 E	現金	4,000,000 円	—	※ 1
平成 30 年 2 月 1 日	被相続人甲	長女 B	株式	2,000,000 円	1,500,000 円	
平成 30 年 5 月 10 日	夫 B'	長女 B	居住用財産	23,000,000 円	22,500,000 円	※ 2

(※ 1) 贈与により直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与(銀行の支店に預け入れ)を受けており、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 1 項の規定による贈与税の非課税の規定の適用を受けている。なお、養子 E は、同年 12 月 10 日に夫 B' の母からも 6,000,000 円の贈与を受け、同じく同法の贈与税の非課税の規定の適用を受けている。被相続人甲の相続開始の日における、養子 E の租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 1 項の規定の適用に係る取り扱い金融機関の支店が記録した結婚資金支出額は 2,800,000 円である。

(※ 2) 長女 B は、相続税法 21 条の 6 第 1 項の規定による贈与税の配偶者控除の適用を受けている。

【資料2】 宅地の価額を求める場合における補正率等

付表1 奥行価格補正率(抜粋)

イ 普通商業・併用住宅地区		
4 m以上 6 m未満		0.92
6 m以上 8 m未満		0.95
8 m以上 10 m未満		0.97
10 m以上 12 m未満		0.99
12 m以上 32 m未満		1.00
32 m以上 36 m未満		0.97
36 m以上 40 m未満		0.95
ロ 普通住宅地区		
10 m以上 24 m未満		1.00
24 m以上 28 m未満		0.97
28 m以上 32 m未満		0.95
32 m以上 36 m未満		0.93

付表2 側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

付表3 (省略)

付表4 地積区分表(抜粋)

地区区分 \ 地積区分	A	B	C
普通商業・併用住宅地区	650 m ² 未満	650 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上

付表5 不整形地補正率表(抜粋)

地区区分 地積区分 かけ地割合	高度商業地区、繁華街地区、 普通商業・併用住宅地区、中小工場地区		
	A	B	C
10 % 以上	0.99	0.99	1.00
15 % 〃	0.98	0.99	0.99
20 % 〃	0.97	0.98	0.99
25 % 〃	0.96	0.98	0.99
30 % 〃	0.94	0.97	0.98
35 % 〃	0.92	0.95	0.98
40 % 〃	0.90	0.93	0.97
45 % 〃	0.87	0.91	0.95
50 % 〃	0.84	0.89	0.93
55 % 〃	0.80	0.87	0.90
60 % 〃	0.76	0.84	0.86
65 % 〃	0.70	0.75	0.80

付表6 (省略)

付表7 奥行長大補正率表(抜粋)

地区区分 奥行距離 間口距離	高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区	普通住宅地区
2 以上 3 未満	1.00	0.98
3 〃 4 〃	0.99	0.96
4 〃 5 〃	0.98	0.94

付表8 かけ地補正率表

かけ地の方位 かけ地地積 総地積	南	東	西	北
0.10 以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 〃	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 〃	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 〃	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 〃	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 〃	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 〃	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 〃	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 〃	0.70	0.65	0.60	0.53

付表9 (省略)

【資料 3】

1 贈与税の速算表(平成 27 年 1 月 1 日以降適用)

(1) 相続税法第 21 条の 7 の規定に係る贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税 率 (%)	控 除 額	基礎控除後の課税価格	税 率 (%)	控 除 額
2,000 千円以下	10	0 千円	10,000 千円以下	40	1,250 千円
3,000 千円以下	15	100 千円	15,000 千円以下	45	1,750 千円
4,000 千円以下	20	250 千円	30,000 千円以下	50	2,500 千円
6,000 千円以下	30	650 千円	30,000 千円超	55	4,000 千円

(2) 租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 の規定に係る贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税 率 (%)	控 除 額	基礎控除後の課税価格	税 率 (%)	控 除 額
2,000 千円以下	10	0 千円	15,000 千円以下	40	1,900 千円
4,000 千円以下	15	100 千円	30,000 千円以下	45	2,650 千円
6,000 千円以下	20	300 千円	45,000 千円以下	50	4,150 千円
10,000 千円以下	30	900 千円	45,000 千円超	55	6,400 千円

2 相続税の速算表(平成 27 年 1 月 1 日以降適用)

各法定相続人の取得金額	税 率 (%)	控 除 額	各法定相続人の取得金額	税 率 (%)	控 除 額
10,000 千円以下	10	0 千円	200,000 千円以下	40	17,000 千円
30,000 千円以下	15	500 千円	300,000 千円以下	45	27,000 千円
50,000 千円以下	20	2,000 千円	600,000 千円以下	50	42,000 千円
100,000 千円以下	30	7,000 千円	600,000 千円超	55	72,000 千円